

# 行政許可プロセスにおける営業秘密と機密ビジネス情報の 保護強化に関する指導意見

(意見募集稿)

営業秘密と機密ビジネス情報は、市場主体が法により享有する重要な利益であり、その中核的競争力に関わっており、市場競争における各種の市場主体の生存・発展に重要な役割を担っている。ここ数年、各地区、各部門は、営業秘密と機密ビジネス情報の保護強化に関する党中央・国務院の政策決定・配置を真剣に貫徹・実行し、関連する法律の規定を厳しく実行し、制度構築を継続的に強化し、秘密保持管理を強化し、市場主体の合法的權益を保護し、正常な市場競争秩序の維持において重要な役割を果たし、良好な成果を遂げた。一方、一部の地方や部門においては、行政許可の過程における秘密保持制度が健全でなく、管理制度が着実に実行されておらず、責任追及体制が整備されていない等の問題が存在し、法に基づく市場主体の営業秘密と機密ビジネス情報を保護するのに不利であり、公平に競争する市場秩序の維持にも不利である。行政許可の過程における営業秘密と機密ビジネス情報の保護強化、秘密保持管理の要求と責任の明確化は、市場主体の合法的權益を保護し、良好で法治化したビジネス環境を醸成し、市場主体の活力を奮い立たせる上で、重要な意味を持っている。『2020～2021年「知的財産保護の強化に関する意見」の徹底実施のための推進計画』における「行政許可プロセスにおける営業秘密及び機密ビジネス情報の保護強化」に関する要求及び行政許可法等の関連法律の規定に従い、次のとおり指導意見を提出する。

## 一、秘密保持範囲の正確な定義

1. 法により営業秘密を確定する。行政機関に行政許可事項の処理を申し立てる場合、行政許可申立人は、反不正競争法等の法律・法規に従って定義された営業秘密、及び秘密として保持すべきビジネス情報を明示しなければならない。公開ルートで知り得る、商業的価値がない、効果的な秘密保持措置を講じていないビジネス情報は、営業秘密と機密ビジネス情報としてはならない。

2. 可能な限り申立資料を削減する。行政許可機関は、法により「確かに必要である」という原則に従って申立人からの資料提出の範囲を確定し、無関係な資料提出のよう

出典：2020年8月14日付け司法部 ウェブサイト

<http://zqyj.chinalaw.gov.cn/draftDetail?listType=1&DraftID=3881>

な要求を回避し、営業秘密と機密ビジネス情報を確実に保護しなければならない。

## 二、秘密保持管理制度の真剣な徹底

**3. 秘密保持管理制度を整備する。**行政許可機関は、営業秘密と機密ビジネス情報保護管理制度を構築・健全化し、行政許可事項の申立、受理、審査、聴聞、決定、異議処理、ファイル管理等の段階における具体的な管理要件を明確にしなければならない。

行政許可機関に申立資料を提出する場合、申立人は秘密保持の要点を明確に標記しなければならない。提出される紙資料については、文書の最初のページと秘密保持の要点箇所において、明確に標記しなければならない。提出される電子資料については、電子文書の最初のページと秘密保持の要点箇所に明確に標記しなければならない。

インターネット等のネットワークを通じて、営業秘密と機密ビジネス情報に係る申立資料をオンライン提出し、かつその審査・承認を行う場合、国家の要件を満たす技術的なセキュリティ対策を講じなければならない。行政許可機関は、営業秘密と機密ビジネス情報キャリアを集中的に処理、保存、保管する場所で必要な技術的保護施設、設備を配備、使用し、かつ職員の出入りを厳しく制限し、営業秘密と機密ビジネス情報キャリアに対する全面的、全プロセス、全段階の管理を確保しなければならない。

**4. 秘密に係るファイルの管理を強化する。**行政許可機関は、秘密に係るファイルの管理制度を構築・健全化し、営業秘密と機密ビジネス情報に係る紙資料について、そのファイリングされた書類の表紙に標記しなければならない。営業秘密と機密ビジネス情報に係る電子情報について、その文書に標記し、かつそれを暗号化しなければならない。ファイリング後において、業務上の事由により、ファイリング済みの営業秘密と機密ビジネス情報に係る資料を借覧、複製、摘録する必要がある場合、報告承認手続を履行し、かつ具体的な記録を作成しなければならない。営業秘密と機密ビジネス情報に係るファイリング済みの資料を無断で借覧、複製、摘録してはならない。営業秘密と機密ビジネス情報が含まれるファイリング資料を持ち出す必要がある場合、専任の管理者を指定し、かつ必要な安全対策を講じなければならない。

**5. 秘密保持契約制度を構築する。**第三者に評価を委託する際に、提出された関連資料に営業秘密と機密ビジネス情報が含まれる場合、行政許可機関は、評価機構と秘密

保持契約を締結し、秘密保持範囲、秘密保持機関、秘密保持義務及び違約責任を明確にし、評価機構がその知り得た営業秘密と機密ビジネス情報を公開、開示又は取引することを厳しく防止しなければならない。関連専門家を論証会に招請する場合、その専門家と秘密保持契約を締結し、相応の秘密保持義務と責任を明確にしなければならない。

**6. 知り得る範囲を厳しく抑える。**行政許可機関は、その把握している営業秘密と機密ビジネス情報について、業務上の必要に応じて最小の知り得る範囲内に厳しく限定し、具体的な人員に限定できる場合は、原則としてその具体的な人員に限定しなければならない。職責の履行と無関係な人員及びその他の第三者が関連する営業秘密と機密ビジネス情報に接触し、それを知ることを許諾してはならない。

**7. 情報開示の異議申立制度を完備する。**政府情報公開申立人から公開を申し立てられた事項が、営業秘密と機密ビジネス情報に関わるものである場合、行政許可機関はそれを公開しなくてもよい。公開を決める場合には、営業秘密と機密ビジネス情報の権利者の意見を事前に求めなければならない。権利者による授権又は同意を得ない限り、行政許可機関はそれを公開してはならない。但し、法律に別途規定があるか又は国家の安全、重大な社会公共の利益に関わる場合を除く。行政許可機関が法により権利者の営業秘密と機密ビジネス情報を公開する場合、権利者が合理的な期間内に異議を申し立てることを認めなければならない。権利者は、行政許可機関の行為がその合法的権益を侵害していると判断した場合、法により行政不服審査を申し立てるか又は行政訴訟を提起することができる。

**8. 情報共有による秘密漏洩を厳しく防止する。**行政処罰、行政強制、行政検査等の行政法執行行為によりその他の行政機関と情報を共有する必要がある場合、その中に含まれる営業秘密と機密ビジネス情報を復号化し、情報共有過程における営業秘密と機密ビジネス情報の漏洩を防止しなければならない。復号化できない場合、秘密保持管理を強化し、それ相応の秘密保持義務と責任を負うよう共有機関に明確に告知しなければならない。

### 三、秘密保持義務と責任の厳格化

**9. 秘密保持義務を強化する。**行政許可機関は、職員への秘密保持に関する教育と管

理を強化し、負うべき秘密保持義務と責任を明確にしなければならない。いかなる行政許可機関及びその職員も、秘密保持義務又は権利者の営業秘密と機密ビジネス情報の保持に関する要件に違反し、把握している営業秘密と機密ビジネス情報を開示し、使用し又は他人にその使用を許諾してはならない。営業秘密と機密ビジネス情報の譲渡を行政許可の取得条件としてはならない。行政許可の実施過程において営業秘密と機密ビジネス情報を譲渡するよう権利者に直接的若しくは間接的に要求してはならない。権利者と競争関係にあるか又は調査、監督管理結果と経済的利益関係がある第三者である専門家又は顧問に対して、営業秘密と機密ビジネス情報を開示してはならない。

**10. 責任追及を厳しくする。** 行政機関及びその職員は、職権の濫用、職責の怠慢、職務の不正行為をして秘密保持義務と責任に違反し、その知り得た営業秘密と機密ビジネス情報を漏洩した場合、法律や規律に照らして処分を与える。犯罪を構成した場合は、法により刑事責任を追及する。その他の自然人、法人及び非法人組織は、反不正競争法の関連規定に違反して権利者の営業秘密と機密ビジネス情報を侵害した場合、法に基づき相応の責任を追及する。

#### **四、組織指導の強化**

各地区、各部門は、政治的な立ち位置を確実に高め、行政許可過程における営業秘密と機密ビジネス情報の保護強化が、新型コロナウイルス感染防止と経済社会発展の統一的推進、「6つの安定（雇用の安定、金融の安定、貿易の安定、外資の安定、投資の安定、期待の安定）」業務の着実な実施、「6つの保障（住民雇用の保障、基本的民生の保障、市場主体の保障、食糧・エネルギー安全の保障、産業チェーン・サプライチェーン安定の保障、末端の行政運営の保障）」任務の全面的な実行、法治化したビジネス環境の継続的な最適化が有する重要な意味を十分に認識し、本地区、本部門の関連業務の貫徹・実行に対する組織指導を確実に強化し、本意見の組織実施を真剣に行い、業務中の重大な問題を適時に研究・解決し、各措置が着実に実行され、成果を出せるように確保しなければならない。指導・監督を強化し、できるだけ早く内部管理制度を構築・整備し、役割分担を明確にし、業務体制を整備し、業務責任を確定するよう各行政許可機関を督促しなければならない。普及啓発を強化し、政府ウェブサイ

出典：2020年8月14日付け司法部 ウェブサイト

<http://zqyj.chinalaw.gov.cn/draftDetail?listType=1&DraftID=3881>

ト、刊行物、ラジオ、テレビ、インターネット、新メディア等の方式で、行政許可過程における営業秘密と機密ビジネス情報の保護強化に関する党中央・国務院の重要な措置及びその重要な意味、実施の効果を大々的に宣伝し、各市場主体が当該制度を知り、かつ遵守するようにし、全社会の営業秘密と機密ビジネス情報の保護意識を高め、営業秘密と機密ビジネス情報の保護管理の強化、公平な市場競争秩序の構築のために良好な社会雰囲気醸成しなければならない。

司法部は、この業務に対する指導・調整を強化し、関係部門と共同で監督検査・追跡評価を行い、重要な状況を速やかに国務院に報告しなければならない。

出所先：

2020年8月14日付け司法部ウェブサイトを基に JETRO 北京事務所で日本語仮訳を作成  
<http://zqyj.chinalaw.gov.cn/draftDetail?listType=1&DraftID=3881>

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。

出典：2020年8月14日付け司法部 ウェブサイト

<http://zqyj.chinalaw.gov.cn/draftDetail?listType=1&DraftID=3881>